

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人養和会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年9月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続について、一部不備が見られたが、概ね適正な法人運営がなされていると認められる。
- ・会計面については、公認会計士による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けており、概ね適正に処理されていると認められる。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由等に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>評議員、理事及び監事について、履歴書、誓約書を徴し整備した。今後は履歴書及び誓約書を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行う。</p>
2	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>今後は欠席者が出ないように日程調整を行う。</p>
3	<p>役員等報酬規程について、新評議員による(定時)評議員会で決議されていなかった。</p> <p>については、平成29年度開催の定時評議員会の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得ること。</p> <p>(法第45条の35第2項、定款第8条及び第21条)</p>	<p>平成30年11月29日開催の評議員会にて承認を得た。</p>

4	<p>附属明細書について以下のような不備が見られた。</p> <p>① エポック翼拠点区分の固定資産受贈額が寄附金収益明細書に記載されていなかった。</p> <p>② 借入金明細書（以下、「明細書」という。）の設備資金借入金の期首残高が貸借対照表の前年度末の金額と異なっていた。</p> <p>については、附属明細書の作成については、計算書類との整合性を図ること。 （会計省令第30条、運用上の取扱い25（1））</p>	<p>今後は附属明細書と計算書類との整合性を図るよう努める。</p>
---	--	------------------------------------